

日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち

京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しています。
この「京都市人権レポート」では、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部をご紹介します。

気づく 学ぶ

教育
啓発

「人権とは何か」や「個人として尊重されるとはどういうことなのか」などを知ることが、人権が尊重されるまちづくりを進めるうえでの第一歩となります。

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

人権について「学ぶ」講演会・学習会



区役所・支所で行われている講演会などの区民啓発事業や、ワークショップ形式を中心とした人権学習会など、人権について学ぶ多彩な取組を行っています。



人権啓発冊子の発行

人権問題に対する関心を高めるとともに、身近な人権問題に対する理解を深めてもらうために発行



みやこユニバーサルデザインシンボルマーク

すべての人が使いやすい、生活しやすいものづくりやまちづくり、分かりやすく、利用しやすい情報発信やサービス提供を目指すユニバーサルデザイン。ユニバーサルデザインという言葉や考え方の理解を広めるために、「みやこユニバーサルデザインシンボルマーク」ができました。



エイズ啓発街頭キャンペーン



エイズについて正しく理解し、エイズまん延防止と感染者・患者の差別、偏見の解消を図るために、12月1日の世界エイズデーに合わせ、街頭キャンペーンを実施しています。

男女共同参画の推進

男性も女性も、個性と能力を活かして自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指して、講演会やセミナー、相談事業を行っています。



安心して出かけられるまち

車いす利用者をはじめ、子どもや高齢者などすべての人が利用しやすく、安全で容易に乗り降りできるノンステップバスの導入や、地下鉄駅構内に、利用しやすい設備と広さを備えた多目的トイレの設置を進めています。



支える 保障

人権が尊重される社会は、障害の有無などにかかわらず、すべての人が大切にされ、可能性が発揮できる社会です。しかし、現実には、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々がいます。

人権の保障は、それらの人々を支える取組を進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

人にやさしいみちづくり

道路の新設及び改良を行う際には、歩道の段差解消や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの改良など、可能な限りバリアフリー化し、誰もが安心・安全で快適に移動できる交通環境の整備に取り組んでいます。



まもる 相談 救済

日々の生活の中で「これは人権上の問題ではないか」と感じたり、不当な扱いなどを受けて人権が侵害されたと思った場合には、すぐに相談でき、必要に応じて適切な助言や支援を受けられる場所が必要です。

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようにまもるための情報発信や、人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

児童虐待防止ホームページ



子どもSOS「あした笑顔になあれ」

児童虐待を防ぐため、保護者に対し様々な子育て支援の情報やアドバイスなどを掲載したホームページを開設。また、虐待を知った場合の通告方法も詳しく解説しています。

人権擁護委員による特設相談



京都地方法務局、京都人権擁護委員協議会との連携・協力によって、人権について気軽に相談できる機会を提供。また、人権週間には他の関係機関とともに街頭啓発も行っています。

このほかの事業については、人権文化推進課のホームページをご覧ください。(URLは裏面)